

別添5 家畜疾病拡大影響抑制対策事業（ランピースキン病まん延防止自主対策促進事業）

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、公益社団法人中央畜産会とする。

第2 事業の内容

事業実施主体は、本病のまん延防止のため、以下の事業を実施する。

1 ランピースキン病まん延防止自主対策促進事業

本病の発症牛等を自主的にとう汰した牛の生産者が、牛を再導入し、経営を継続する取組に対して、奨励金を交付する。

2 ランピースキン病まん延防止自主対策推進事業

1の事業を円滑に実施するために必要な事業推進会議の開催、牛個体識別情報を活用したデータ処理・管理及び交付対象となる牛の生産者等に対する推進指導等の取組を実施する。

第3 事業の要件

第2の1の事業の要件は、次のとおりとする。

1 交付対象者

奨励金の交付対象となる者は、次の（1）及び（2）を全て満たす者とする。

（1）牛を飼養する畜産経営体（主として畜産業を営む者をいう。以下同じ。）であること

（2）（1）の畜産経営体が自ら所有する牛であって次のア又はイのいずれかに該当する牛を本病のまん延防止のために自主的にとう汰し、牛の再導入により経営継続に取り組む者であること

ア ランピースキン病防疫対策要領（令和6年1月23日付け5消安第6169号農林水産省消費・安全局長通知。以下「防疫対策要領」という。）に基づき、本病の真症又は疑症と判定された牛。ただし、当該牛が真症牛又は疑症牛と判定された日の翌日を起算日として28日が経過した日以降に自主とう汰する場合には、起算日から28日が経過した日以降に、皮膚病変を使用した抗原検査で陽性が確認されたものに限る。

イ 防疫対策要領に基づき真症牛が確認された農場（以下「発生農場」という。）に由来する牛であって、当該真症牛の検体採取日から過去35日間に発生農場外へ移動し飼養されている牛。ただし、発生農場外へ移動後90日間が経過し本病を疑う症状が確認されていない牛を除く。

2 牛の再導入

（1）再導入は、1の（2）のア又はイのいずれかに該当する牛を自主とう汰した日以降であって、かつ、令和7年4月1日以降に実施するものとする。

- (2) 再導入する牛は、別表 1 の交付対象者の経営形態及び自主とう汰牛の種類の欄の区分に応じ、それぞれ同表の再導入牛の種類の欄に定める牛のいずれかの牛とする。
- (3) 再導入する牛が、本事業により奨励金の交付を受けようとして既に申請済の場合若しくは奨励金の交付を受けている場合又は国若しくは機構その他の団体の補助事業において、牛の再導入に係る補助金の交付を受けている場合は、当該牛に係る奨励金の交付は行わないものとする。
- (4) 再導入する牛は、第 6 の 4 の実績報告時において交付対象者の農場にて飼養されているものとする。ただし、肥育が完了してと畜場等に出荷した場合及び病気や怪我等によりへい死・廃用した場合を除く。

3 奨励金の単価

再導入する牛 1 頭当たりの奨励金の単価は、別表 2 の交付対象者の経営形態及び再導入する牛の種類の欄の区分に応じ、それぞれ同表の奨励金単価の欄に掲げる額とする。自主とう汰した牛に受精卵移植又は和牛精液を使用した人工授精を実施していた場合は、別表 3 の左欄に定める実施内容に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を、別表 2 の奨励金単価に加算することができる。

4 みどりの食料戦略システムによる環境負荷軽減に向けた取組強化

- (1) 1 の者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和 6 年 1 2 月 2 0 日付け 6 環バ第 2 7 8 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシート（畜産経営体向け）を事業実施主体に提出するものとする。

また、実績報告時には、環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを事業実施主体に提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、(1) のチェックシートを収集し、第 6 の 1 の交付申請時、第 6 の 2 の変更承認申請時及び第 6 の 4 の実績報告時に独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。一覧には、事業実施者の氏名、住所の情報を含めるものとする。
- (3) 事業実施主体は、補助金交付申請時に環境負荷低減のチェックシート（民間事業者・自治体等向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを理事長に提出するものとする。

また、実績報告時には、環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを理事長に提出するものとする。

5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和7年度とする。

第4 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第2の事業を実施する場合、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、その承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、第2の事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して実施することができるものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表4に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうちランピースキン病まん延防止自主対策促進事業）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 補助金の変更交付申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうちランピースキン病まん延防止自主対策促進事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（1）事業の中止又は廃止

（2）事業費の30%を超える増減

（3）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

（1）理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合には、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

（2）事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策

事業のうちランピースキン病まん延防止自主対策促進事業）補助金概算
払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、別紙様式第4号の国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうちランピースキン病まん延防止自主対策促進事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうちランピースキン病まん延防止自主対策促進事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自らの仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第9 調査及び報告

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し、調査し又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第10 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

別表 1

交付対象者の 経営形態	自主とう汰牛 の種類	再導入牛の種類	
乳用牛を飼養 する畜産経営 体	乳用牛 （経産牛、初 妊牛及び育成 牛）	乳用繁殖雌 牛（初妊牛）	分娩歴がなく妊娠している 乳用牛をいう。別表2にお いて同じ。
		乳用繁殖雌 牛（経産牛）	分娩歴のある乳用牛（導入 時の受胎の有無は問わな い）をいう。別表2におい て同じ。
		乳用育成牛	満6か月齢以上の乳用牛で あって初回の妊娠が確認さ れていない牛をいう。別表 2において同じ。
	子牛（和牛）	子牛（和牛）	和牛（黒毛和種、褐毛和種、 日本短角種、無角和種及び これら4種間の交雑種をい う。以下この別表1及び別 表2において同じ。）の生後 2か月齢以上12か月齢未 満のものをいう。以下この 別表1及び別表2において 同じ。
	子牛（交雑種）	子牛（交雑 種）	乳用種及び和牛間の交雑種 の生後2か月齢以上12か 月齢未満の牛をいう。以下 この別表1及び別表2にお いて同じ。
	子牛（乳用種）	子牛（乳用 種）（6か月 齢未満の牛 に限る。）	乳用種の生後2か月齢以上 の牛をいう。以下この別表 1及び別表2において同 じ。
	肉用牛を飼養 する畜産経営 体	肉用繁殖雌牛 （経産牛、初 妊牛及び育成 牛）	肉用繁殖雌 牛（初妊牛）
肉用繁殖雌 牛（経産牛）			分娩歴のある肉用牛（導入 時の受胎の有無は問わな い）をいう。別表2におい て同じ。
肉用繁殖育 成牛			満12か月齢以上の肉用種 の雌牛であって初回の妊娠

			が確認されていない牛をいう。別表 2 において同じ。
	子牛（和牛）、 肥育牛（和牛）	子牛（和牛）	
	子牛（交雑種）、 肥育牛（交雑種）	子牛（交雑種）	
	子牛（乳用種）、 肥育牛（乳用種）	子牛（乳用種）（12 か月齢未満の牛に限る。）	

別表 2

交付対象者の 経営形態	再導入牛の種類	奨励金単価 (1頭当たり)
乳用牛を飼養する 畜産経営体	乳用繁殖雌牛（初妊牛）	60万円
	乳用繁殖雌牛（経産牛）	30万円
	乳用育成牛	30万円
	子牛（和牛）	60万円
	子牛（交雑種）	20万円
	子牛（乳用種）（6か月齢未満の牛に限る。）	10万円
肉用牛を飼養する 畜産経営体	肉用繁殖雌牛（初妊牛）	60万円
	肉用繁殖雌牛（経産牛）	30万円
	肉用繁殖育成牛	60万円
	子牛（和牛）	60万円
	子牛（交雑種）	35万円
	子牛（乳用種）（12か月齢未満の牛に限る。）	20万円

別表 3

実施内容	加算額（再導入牛1頭当たり）
受精卵移植	10万円
和牛精液を使用した人工授精	5万円

別表 4

区分	補助対象経費	補助率
1 ランピースキン病まん延防止 自主対策促進事業	事業実施主体が交付対象者に対して奨励金を交付するために要する経費 (1) 乳用牛を飼養する畜産経営体 (2) 肉用牛を飼養する畜産経営体	定額
2 ランピースキン病まん延防止 自主対策推進事業	事業実施主体が1の事業を円滑に推進するために要する経費 (1) 会場借料 (2) 旅費 (3) 印刷製本費 (4) 牛個体識別情報データ利用料 (5) 消耗品費 (6) 通信運搬費 (7) 技術指導事務費 (8) 賃金 (9) 賃借料 (10) 事務諸費	定額

別紙様式第 1 号

令和 7 年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制
対策事業のうちランピースキン病まん延防止自主対策促進事業）補
助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 7 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、国産畜産物安心確
保等支援事業実施要綱別添 5 の第 6 の 1 の規定に基づき、補助金 円を
交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 7 年度ランピースキン病まん延防止自主対策促進事業実施計
画書」のとおり。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 ランピースキン病まん延 防止自主対策促進事業				
2 ランピースキン病まん延 防止自主対策推進事業				

合 計				
-----	--	--	--	--

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を【 】書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 添付資料

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
- (3) 環境負荷低減チェックシートの一覧

注：添付資料について、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができるものとする。

別紙様式

令和7年度ランピースキン病まん延防止自主対策促進事業実施計画書

1 ランピースキン病まん延防止自主対策促進事業

(1) 乳用牛を飼養する畜産経営体

(単位：戸、頭、円／頭、円)

牛の種類	交付対象者数	交付対象頭数 ①	奨励金単価 ②	金額 ②×③ =④	加算金 (受精卵移植) ⑤	加算金 (人工授精) ⑥	計 ④+⑤+⑥
乳用繁殖雌牛 (初妊牛)							
乳用繁殖雌牛 (経産牛)							
乳用育成牛							
子牛(和牛)							
子牛(交雑種)							
子牛(乳用種) (6か月齢未満の牛に限る。)							
			計				

(2) 肉用牛を飼養する畜産経営体

(単位：戸、頭、円／頭、円)

牛の種類	交付対象者数	交付対象頭数 ①	奨励金単価 ②	金額 ②×③ =④	加算金 (受精卵移植) ⑤	加算金 (人工授精) ⑥	計 ④+⑤+⑥
肉用繁殖雌牛 (初妊牛)							
肉用繁殖雌牛 (経産牛)							
肉用繁殖育成牛							
子牛(和牛)							
子牛(交雑種)							
子牛(乳用種) (12か月齢未満の牛に限る。)							

未満の牛に限 る。)							
			計				

(3) (1) + (2) の合計 (奨励金の合計)

円

注：1の(1)の①及び1の(2)の①の交付対象頭数の数値については、この要綱第3の1に定める交付対象者及びこの要綱第3の2に定める牛の再導入の要件に該当していることについて、事業実施主体は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)に基づく牛の個体識別情報等で確認を行い、必要に応じて証拠書類を収集、保管すること。

2 ランピースキン病まん延防止自主対策推進事業

(単位：円)

区 分	内 容	事業費	算出根拠
合 計			

別紙様式第2号

令和7年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制
対策事業のうちランピースキン病まん延防止自主対策促進事業）補
助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知（及び令和 年
月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定の変更の通知）のあった国産畜産
物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうちランピースキン
病まん延防止自主対策促進事業）の実施について、下記のとおり変更したいので
承認されたく、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱別添5の第6の2の規
定に基づき申請します。

注：（ ）書きは2回目以降の変更承認申請時に記載すること。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「令和7年度ランピースキン病まん延防止自主対策促進事業実施計
画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：1 別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対象できるよう2段
書きし、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。

：2 申請の変更の根拠となる証拠書類は、事業実施主体で保管すること。

別紙様式第3号

令和7年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制
対策事業のうちランピースキン病まん延防止自主対策促進事業）補
助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産畜
産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうちランピースキン
病まん延防止自主対策促進事業）について、下記のとおり金 円を概算
払により交付されたく、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱別添5の第6
の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日 迄予定出 来高 (④+⑤)/ ②	残高 ② - ④ - ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：1 それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支
出実績及び支出計画を添付すること。
：2 概算払の根拠となる証拠書類は、事業実施主体で保管すること。

2 振込先金融機関名

金融機関名： 支店名：
預金種類：
口座番号：
口座名義：

別紙様式第4号

令和7年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうちランピースキン病まん延防止自主対策促進事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうちランピースキン病まん延防止自主対策促進事業）について、下記のとおり実施したので、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱第5の第6の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和7年度ランピースキン病まん延防止自主対策促進事業実績書」のとおり。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注：1 1から3までは別紙様式第1号に準じて作成すること。

：2 3は、計画と実績が比較できるように2段書きとし、上段に交付決定額又は計画値を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名： 支店名：

預金種類：

口座番号：

口座名義：

7 添付資料

環境負荷低減チェックシートの一覧

別紙様式第 5 号

令和 7 年度国産畜産物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制
対策事業のうちランピースキン病まん延防止自主対策促進事業）に
係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった国産畜産
物安心確保等支援事業（家畜疾病拡大影響抑制対策事業のうちランピースキン
病まん延防止自主対策促進事業）について、国産畜産物安心確保等支援事業別添
5 の第 7 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還しま
す。（返還がある場合は、記載すること））

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金の額の確定額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通期手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）「確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料